

電子情報通信学会TK-5. 優良実践技術者教育プログラムシンポジウム
企業および高等教育機関での技術者倫理教育の取り組み

技術者倫理教育における 情報法的視点の位相

—情報法学方法論と技術者倫理の狭間—

佐藤 信行
(中央大学法科大学院)

このファイルは、2008年3月20日に掲題のタイトルで行った講演で配付した資料を一部加筆修正したものです。© Nobuyuki SATO 2008

1. 自己紹介

- 所属
中央大学法科大学院
法情報調査、情報法などを担当
- 中央大学理工学部での担当科目
情報社会と倫理(選択科目)
科学技術と倫理(1年次必修オムニバス科目)

2. はじめに

- 本報告の射程
 - 大学学部における技術者倫理教育において、法律家が担う役割を考える
 - 「倫理」と「法」のギャップについて考える
 - 具体例としての「情報法」アプローチ
- cf. 日本技術者教育認定基準1(1)b
 - 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、および技術者が社会に対して負っている責任に対する理解(技術者倫理)

3. 情報法とは何か(1)

- 伝統的な近代法律学体系を支える基本概念
 - 市民社会と国家の二元性
 - 私法と公法の二元性
 - 合理的経済人の法的表現としての「人」
 - 私法領域における私的自治・任意法規性
 - 公法領域における平等・強行法規性

3. 情報法とは何か(2)

- 近代法から現代法へ
 - 現代社会の諸相に対応する法変動
 - 近代法が内包する限界を部分修正するものとしての現代法化現象
 - 自由な経済活動を保障する民法・商法の限界
→ 独占禁止法、環境法 etc
 - 当事者の対等性を保障する民法の限界
→ 借地借家法、医師法、消費者契約法 etc
 - 特徴としての私的領域への公的介入の拡大

3. 情報法とは何か(3)

- 情報法の生成
 - 情報化社会という現代社会の相に対応
- 情報法の2つの側面
 - マスメディア社会としての情報化社会に対応
 - コンピュータ社会としての情報化社会に対応
- 情報法の射程
 - マスメディア法
 - 通信法
 - 個人情報保護法・プライバシー保護
 - 知的財産権法 etc

4. 情報法のアプローチ

- 情報化社会の進展・新規の科学技術によって既存の法・社会システムがどのように揺らぐかを考える
- 3類型アプローチ
 1. 一見すると新規の科学技術によって社会システム変動が生じているように見えるが、実は既存のシステムを維持できる／すべき場合
 2. パッチワーク的な対応が必要な場合
 3. 社会システム全体に変動が生じる場合

4.1 第1類型の例(1)

- わいせつハードディスク事件
 - 刑法175条は「わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金若しくは科料に処する。」と規定
 - 本条適用の前提としての「有体物」
 - パソコン通信・インターネットを經由してのわいせつ画像データの頒布を本条で処罰できるか

4.1 第1類型の例(2)

■ 見解の対立

1. データは有体物ではないので、本条では処罰できない
 - a. 無罪でよい
 - b. 無罪とするのはおかしいので新規立法が必要
2. データを保存してあるハードディスクが有体物であり、本条で処罰可能
 - a. 有罪でよい
 - b. あまりに技巧的なので新規立法が必要

4.2 第2類型の例

■ 数多くのパッチワーク立法が存在

- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律137号)(プロバイダ責任制限法)
- 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律(平成13年法律95号)

4.3 第3類型の例

- アメリカ合衆国のCommunity Standard
- Californiaにあるサーバ上に置かれた同州では合法的なポルノ画像データにTennesseeからインターネット経由でアクセス
- 連邦法違反でTennesseeの刑事陪審裁判
- 有罪判決
- Community Standardを守るとCommunity Standardが崩壊

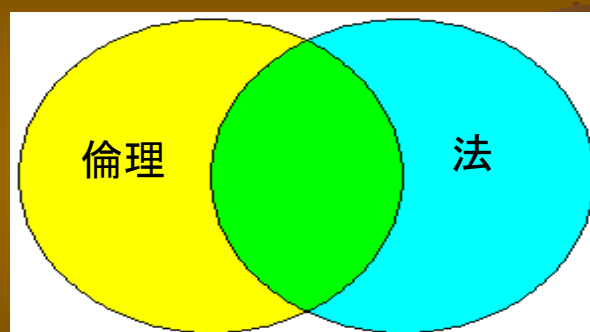
5. 技術者倫理教育における情報法的視点

- 目標
 - 上述の3類型を紹介し、「自らが取り扱う技術がどのような社会変動を引き起こすか、またその変動がどの類型で処理すべきものを考えて行動する」という姿勢を身につける
- 限界と問題点
 - 近代法システム自体への理解を前提とする
 - 法システムはそれ自体がかなり技術的
 - 法と倫理のギャップの存在

6. 法と倫理のギャップと「遵法」(1)

- 倫理は法を生み出す基盤の一つではある
- 倫理的命題のうちいくつかは法化されている＝法化されていない倫理的命題もある
 - 汝殺すなかれ → 殺人罪
 - 不貞は離婚理由ではあるが、犯罪ではない
- 倫理とはひとまず無関係に成立している法も存在する
 - 人は右、車は左
- 遵法が「反倫理的行動」となることもある
 - ジャーナリスト倫理としての取材源の秘匿は、一般的な形では法律上認められておらず、違法となる場合もある

6. 法と倫理のギャップと「遵法」(2)



技術者倫理は、遵法(コンプライアンス)にとどまらない

6. 法と倫理のギャップと「遵法」(3)

- 具体例としての情報窃盗
- 情報窃盗一般を処罰する刑事法はない
- 特別法による部分的刑事規制
 - 不正アクセス防止法
 - 不正競争防止法(平成15年改正による営業秘密の保護)
- 民事法上の不法行為を構成する場合あり
- 技術者倫理上の問題

7. 小括

- 技術者倫理教育において、法的(情報法的)アプローチは一定の有効性がある
- しかし、倫理と法のギャップの存在等から、それで全てに対応できるわけではない
- Professional Ethicsとしての技術者倫理について固有の研究と教育が必要となる
- その際には、ケースメソッドが有効と考えられるが、教育規模・時間・学生の社会経験不足といった限界がある

8. おわりにかえて 教材事例

- A社では、社員全員に電子メールアカウントを付与しているが、その利用は業務に限定し、フィルタリングを行っている。他方で同社には、内部告発制度があり、社内の不正を発見した者は、電子メールによって弁護士でもあるコンプライアンス担当者へ直接これを知らせることができるとされていた。
- メール・サーバ管理を担当するBは、ある日フィルタリングの設定上、A社の経営方針を批判するようなメールが秘密裏に上級役員宛転送されることになっていたことを知り、これでは内部告発メールを発信した者が不利益取扱いを受ける可能性が高いと考え、自らの判断でフィルタリング・ソフトの機能を停止した。
- その結果、A社の電子メールシステムには大量のSPAMが流入することとなった。
- Bの行動につき、技術者倫理の観点から考えなさい。